

2026年(令和8年度) 定期総会議案書

【日 時】 2026年5月30日(土)
9:30～ 受付
10:00～ 総会

【場 所】 上荒田町公民館
(上荒田町24-7)

上荒田町内会

令和8年度
上荒田町内会定期総会
式 次 第

1. 開会の辞
2. 町内会会員物故者への黙祷
3. 会長挨拶
4. 定足数報告 議長選出 議長登壇(議事録署名人・書記指名)
5. 議 題

第1号議案 令和7年度 活動報告	2P～4P
第2号議案 令和7年度 決算報告・監査報告	5P
第3号議案 令和8年度 活動方針・活動計画(案)	6P～7P
第4号議案 令和8年度 予算(案)	8P
第5号議案 規約改正(案)	9P
第6号議案 令和8年度 役員(案)	10P

6. 閉会の辞

第1号議案

令和7年度 活動報告(専門部)

【総務部】

- ① 役員会・定例会 議事録作成
- ② 総会資料作成
- ③ 公民館管理
- ④ 各関係団体との連携

【会計部】

- ① 各補助金申請
- ② 町内会費・募金集金
- ③ 慶弔費 令和7年度ご香典10名
- ④ 賽銭・エアコン使用料徴収
- ⑤ 福祉費 令和7年度敬老祝 敬老者275名へ商品券配布

【文化部】

- ① 上荒田の杜フェスタ(六月灯夏祭り) 7月26日
- ② 三方限出身名士慰霊祭 8月10日
- ③ おはら祭(約120名参加) 11月3日
- ④ 中洲校区文化祭 11月22日
- ⑤ 上荒田町グラウンドゴルフ大会(46名参加) 12月6日
- ⑥ 鹿児島市中央地域総合文化祭 1月24日・25日

【保安部】

- ① 防犯防災セミナー (中洲校区コミュニティ協議会共催)
6月28日防犯講習会 2月7日防災講習会
- ② 夏休み夜間補導 7月26日
- ③ 町内見回り(8月定例会後、役員にて)

【衛生部】

- ① ゴミステーション美化推進活動(6月・8月・10月・12月)
- ② クリーンシティかごしま 8月3日
- ③ 年末一斉清掃 12月20日
- ④ 老人クラブみどり会地域清掃(毎月1回)
- ⑤ 町内会研修(女性部・衛生部合同)

【女性部】

- ① 研修旅行 日置市 10月10日(19名参加)
- ② おはら祭 11月3日(ゆかた、草履等の点検・準備・稽古)
女性連(20名参加)
- ③ 校区文化祭(準備・展示物出品、コーラス、舞踊等出演 30名参加)
- ④ お正月用生け花教室 12月26日(15名参加)

【青少年部】

- ① 地域清掃
- ② 子どもリーダー研修会(5月)
- ③ あいご研修会(5月)
- ④ 子ども会 お神輿づくり(7月)
- ⑤ 夏休み補導(7月・今年度実施なし)
- ⑥ 六月灯・夏祭り(7月)
- ⑦ 三方限出身名士慰霊祭(8月)
- ⑧ 鴨池ブロックスポーツ大会(8月)
- ⑨ クリーンシティかごしま(8月)
- ⑩ 夏休みラジオ体操(8月)
- ⑪ 子ども会 十五夜(9月・今年度実施なし)
- ⑫ セゴドンのエンコ(9月)
- ⑬ おはら祭(11月)
- ⑭ 上荒田町グラウンドゴルフ大会(12月)
- ⑮ 年末一斉清掃(12月)
- ⑯ 中洲校区あいご会お楽しみ会(1月)
- ⑰ 6年生の卒業記念品贈呈(3月)

令和7年度 活動報告(定例会)

5月	・定期総会議案書・総会案内・出欠表・委任状配布について ・総会の各議案 ・防犯セミナー
6月	・総会報告 ・夏祭りについて ・防犯講習会について ・公民館大規模改修について
7月	・夏祭りについて ・三方限出身名士慰霊祭について ・クリーンシティかごしま ・ラジオ体操日程 ・会費、日赤募金収集方法の説明
8月	・敬老該当者の調査 ・三方限出身名士慰霊祭 ・おはら祭について ・あいご会ラジオ体操について ・夜間パトロールについて ・夏祭り報告
9月	・臨時総会報告 ・おはら祭の参加案内 ・研修旅行について ・中洲校区文化祭の案内
10月	・おはら祭について ・上荒田町グラウンドゴルフ大会案内 ・研修旅行の報告
11月	・市立病院への協賛について ・クラーク記念国際高等学校との連携 ・グラウンドゴルフ大会について ・おはら祭報告 ・年末一斉清掃日程
12月	・門松カードについて ・「お正月の花を生けましょう」開催について ・年末一斉清掃について
1月	・年末一斉清掃報告とお礼 ・「お正月の花を生けましょう」報告とお礼
2月	・総会日程について ・上荒田の杜フェスタの日程について
3月	・区長手当について ・定期総会について
4月	・大規模改修の件

第2号議案

令和7年度決算報告・監査報告

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

△は減を示す(単位:円)

(1)収入の部

勘定科目	予算額	決算額	増減
繰越金	560,656	560,656	0
会費収入	4,250,000	4,101,520	△ 148,480
公民館使用料	1,200,000	1,010,400	△ 189,600
雑収入	750,000	751,428	1,428
預金利息		1,190	1,190
収入合計	6,760,656	6,425,194	△ 335,462

積立金会計

科目	収入	支出	残高
前年度まで積立金	6,733,370		6,733,370
預金利息	5,434		5,434
合計	6,738,804	-	6,738,804

(2)支出の部

勘 定 科 目		予 算 額	決 算 額	増 減
総務費	会 議 費	200,000	171,273	28,727
	区班長活動費	930,000	801,600	128,400
	役 員 活 動 費	590,000	600,000	△ 10,000
	事 務 費	600,000	590,000	10,000
	負 担 金	250,000	236,320	13,680
	消 耗 品 費	60,000	59,254	746
	備 品 費	50,000	-	50,000
	営 繕 費	300,000	147,480	152,520
	慶 弔 費	80,000	30,000	50,000
	福 祉 費	600,000	508,500	91,500
	公民館管理費	250,000	231,396	18,604
	水道光熱費	870,000	907,640	△ 37,640
	通 信 費	100,000	101,681	△ 1,681
	火災保険料	300,000	280,870	19,130
雑 費	100,656	54,540	46,116	
	小 計	5,280,656	4,720,554	560,102
事業費	文 化 部 費	950,000	697,087	252,913
	衛 生 部 費	50,000	6,825	43,175
	保 安 部 費	50,000	6,600	43,400
	女 性 部 費	150,000	114,784	35,216
	青 少 年 部 費	230,000	202,400	27,600
		小 計	1,430,000	1,027,696
予 備 費		50,000	-	50,000
支 出 合 計		6,760,656	5,748,250	1,012,406

財産(動産)目録

区分	金額	摘要
現金	200,506	
普通預金	476,438	鹿児島銀行
積立金	6,738,804	鹿児島銀行
合計	7,415,748	

不動産

鹿児島市上荒田町24番7号

土地: 194.15㎡(58.83坪)

建物: 鉄骨造り 2階建て

床面積: 1階 132.50㎡×2階=合計265.00㎡

竣工: 平成16年11月30日

会計監査報告

町内会規約第26条の規定にもとづき

諸帳簿、証票、預金通帳を監査したところいずれも

適正に処理されており正確であることを確認しました。

令和8年4月11日

監事 吉原 眞智子

監事 新徳 慎



	収入	支出	繰越金
収入合計-支出合計	6,425,194	5,748,250	676,944

第3号議案

令和8年度 活動方針(案)

1. 基本方針

住みよい地域づくり

「笑顔あふれる ふれあいのまち 上荒田町」

2. 今年度の目標

- ・ 社会環境が変化する上荒田町 先輩たちが培ってきた伝統を守りながら将来を見据えた町内会活動
- ・ 高齢者や子どもたち、若い世代が共に楽しめる世代間のつながりを大切にした街づくりをめざします

3. 専門部活動

総務部	・町内会会務管理 ・定例会、役員会議事録作成 ・情報発信と広報活動 ・専門部サポート ・関係機関との連携 ・公民館利用契約と貸し出し ・総会資料作成 ・田の神様管理 ・その他 規約第7条3項(1)の業務
会計部	・現金と通帳管理 ・会員、団体の入金出金管理 ・行政、関係機関連携 ・公民館利用の広報活動 ・公民館建物の維持管理 ・敬老者調査と祝い金 ・その他 規約第7条3項(2)の業務
文化部	・町内会行事(上荒田の杜フェスタ グラウンドゴルフ大会 おはら祭) 等の企画、運営 ・青少年部活動との連携 ・三方限出身名士慰霊祭 ・中洲校区文化祭 ・その他 規約第7条3項(3)の業務
保安部	・防災講習(年2回) ・防犯パトロール ・交通安全パトロール ・防犯等の維持管理 ・消防、警察、交番情報の発信 ・関係機関連携 ・その他 規約第7条3項(5)の業務
衛生部	・・ゴミステーション巡回 ・ごみ回収活動環境点検 ・クリーンシティかごしま ・年末一斉清掃 ・標識などの管理 ・関係機関連携 ・その他 規約第7条3項(4)の業務
女性部	・上荒田の杜フェスタ参加 ・おはら祭(参加、準備、稽古) ・中洲校区文化祭(取組、講習会、参加) ・町内会研修 ・お正月用生け花教室 その他 規約第7条3項(6)の業務
青少年部	・地域清掃 ・あいご会行事の企画運営 ・文化部活動との連携 ・セゴドンのエンコ ・町内会行事参加 ・クリーンシティかごしま ・ラジオ体操 ・その他 規約第7条3項(7)の業務

令和8年度 活動計画(案)

	定例会	町内会活動計画
4月	11日(土)	・会計監査 ・お達者クラブ開講式 ・あいご会総会
5月	9日(土)	・町内会定期総会 ・区長、班長研修
6月	13日(土)	・ゴミステーション美化推進活動 ・保安部防災セミナー ・上荒田の杜フェスタ実行委員会
7月	11日(土)	・町内会費、募金集金
8月	1日(土)	・クリーンシティかごしま ・ゴミステーション美化推進活動 ・上荒田の杜フェスタ(夏祭り)
9月	12日(土)	・敬老のお祝い ・あいご会十五夜
10月	10日(土)	・ゴミステーション美化推進活動 ・校区文化祭に向けて講習会など ・おはら祭の準備、稽古 ・町内会研修
11月	14日(土)	・おはら祭 ・校区文化祭 ・保安部防犯セミナー
12月	12日(土)	・年末一斉清掃 ・お正月用生け花教室 ・上荒田町グラウンドゴルフ大会 ・ゴミステーション美化推進活動
1月	9日(土)	
2月	13日(土)	
3月	13日(土)	・お達者クラブ閉講式 ・あいご会6年生を祝う会

第4号議案

令和8年度 予算(案)

(1)収入の部

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

△は減を示す(単位:円)

勘 定 科 目	前年度予算	本年度予算	比較増減	摘 要
前年度繰越金	560,656	676,944	116,288	現金、普通預金(鹿銀)
会 費 収 入	4,250,000	4,200,000	△ 50,000	会費 (一般 ¥300~/月)・(事業所等 ¥500~/月)
公 民 館 使 用 料	1,200,000	1,000,000	△ 200,000	定期利用(6団体)
雑 収 入	750,000	750,000	0	防犯灯電気料補助金・町内会活動支援補助金 他
預 金 利 息			0	利息
収 入 合 計	6,760,656	6,626,944	△ 133,712	

(2)支出の部

勘 定 科 目		前年度予算	本年度予算	比較増減	摘 要
総 					

第5号議案

規約改正(案)

上荒田町内会規約の一部を以下の通り改正を提案する

[現 行]

[改正後]

＜第13条5項削除し、以下の項番号の変更＞

第13条（会議）

5 定例会は毎月（第2土曜日）

6 役員は諸行事、定例会の議題等打ち合わせが必要な場合は関係者に要請して会議を開催することができる。

第13条（会議）

5 役員は諸行事、定例会の議題等打ち合わせが必要な場合は関係者に要請して会議を開催することができる。

＜第14条（総会・定例会の招集）を第14条（総会）に変更、3項を以下のように変更＞

第14条（総会・定例会の招集）

3 第13条5項以外に、必要に応じて会長が招集する

第14条（総会の招集）

3 必要に応じ会長が招集する

第6号議案

令和8年度 役員(案)

会 長	森山 博行
副会長 兼 総務部長	小森 孝一郎
副総務部長	—
副会長 兼 会計部長	日高 徹
文化部長	鮫島 宗哲
副文化部長	満田 昭人
保安部長	松田 隆一
副保安部長	—
衛生部長	岩重 仁子
副衛生部長	東 宙史
女性部長	山内 久美子
副女性部長	今村 美枝子
青少年部員	
あいご地域委員長(小学部)	岩崎 藍子
青少年部員	
あいご地域委員長(中学部)	柚木 由貴
監 事	吉原 眞智子
監 事	新徳 慎
事 務 局	岩重 美和子

上荒田町内会規約（案）

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は上荒田町内会と称する。

第2条（区域及び会員資格）

- 1 本会の区域は鹿児島市上荒田町全域とし、会員となれる者は、この区域に住所を有る個人とする。
- 2 本会の活動を賛助する法人団体は、賛助会員となることができる。

第3条（入会）

前条の個人から本会への入会の申込みがあった場合には、本会は正当な理由なくこれを拒んではない。

第4条（退会）

- 1 会員が次の各号一に該当する場合には退会したものとする。
 - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 本人から退会届が会長に提出されたとき。
- 2 会員が死亡し、又は失跡宣告を受けた時は、その資格を失うものとする。

第5条（会費）

- 1 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

第6条（事務所）

本会の事務所は鹿児島市上荒田町24番7号（上荒田公民館）に置き事務局員を必要時置くことができる。

第2章 目的及び事業

第7条（専門部）

- 1 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、文化・衛生・厚生・保安など地域社会の活性化に関する事業を行い、もって会員の教養の向上と健康・福祉を増進することを目的とする。
- 2 本会は広域的問題に対処するため、中洲校区コミュニティ協議会、甲南六カ町連絡協議会、武校区まちづくり協議会等の連合組織に参加する。

3 本会は前項の目的を達成するため次の専門部を置き適正な対策を立て実践する。

- | | |
|----------|---|
| (1) 総務部 | 町内会全般の把握、総会定例会、各部の事業の準備推進、議事録の作成関係団体との連携。 |
| (2) 会計部 | 町内会費の収支管理、各部事業費の支出、決算予算の作成 |
| (3) 文化部 | 各種文化活動、レクレーション、行事等の企画運営 |
| (4) 衛生部 | 町内の清掃、美化など環境整備に関する活動、関係団体、行政との連携 |
| (5) 保安部 | 防火、防災対策及び防犯灯の設置、点検、関係団体、消防・警察との連携 |
| (6) 女性部 | 町内会・外の女性が主体となる諸行事への協力企画運営を行う |
| (7) 青少年部 | 町内会、地域愛護会関係の諸行事への協力、各部との連携 |
| (8) 事務局 | 町内会費の収支、各部事業費の支出、各申請処理、公民館の維持管理 |

第3章 役 員

第8条（役員）

本会に次の役員を置く

- | | |
|-------|--------|
| 1 会 長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 部 長 | 7名以下 |
| 4 副部長 | 各部 若干名 |
| 5 顧 問 | 若干名 |
| 6 監 事 | 2名 |
| 7 区 長 | 各区 1名 |
| 8 班 長 | 各班 1名 |

第9条（役員の選任）

- 1 役員（会長、副会長、部長、副部長、監事）は総会に於いて会員の中から選任する。
- 2 監事は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることができない。

第10条（役員の職務）

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長をサポートし会長不在のときは代行を務める
- 3 部長は、第7条第3項各号に規定する各部の事業を行う。
- 4 副部長は部長をサポートし部長不在のときは代行を務める
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

前号の報告をするため必要があると認める時は、総会の招集を請求すること。

6 区長は、区内の活性化のため各班への諸連絡及び協調に努める。

7 班長は、区長の指示により班内の諸連絡等に当たる。

第 11 条（任期）

- 1 役員（班長は除く）の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし会長職は 5 期 10 年を超えることはできない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。尚、引継ぎ等は総会承認後にする事。
- 4 班長の任期は 2 年とし 再任を妨げない。引継ぎは役員に準じる。
- 5 役員（会長、副会長、部長、副部長）は 75 歳までとする。
（総会で承認を受けた場合はこの限りでない）

第 12 条（顧問）

- 1 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は定例会で推薦し、会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

第 13 条（会議）

- 1 本会の会議は、定期総会、及び定例会とする。
- 2 定期総会は、本会の最高議決機関であり会員をもって構成する。
- 3 定例会は、会長、副会長、部長、副部長、区長、地域委員長、で構成する。
- 4 定期総会は年 1 回（5 月内）
- 5 役員は諸行事、定例会の議題等打ち合わせが必要な場合は関係者に要請して会議を開催することができる。

第 14 条（総会の招集）

- 1 定期総会は、会長が招集し、年 1 回開催する。
なお、諸般の事情により会員参加の定期総会が開催できない場合は書面による決議できるものとする。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 総会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第 10 条第 5 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 必要に応じ会長が招集する。

第15条（議会の議決事項）

1 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算の承認に関する事。
- (2) 資産管理報告の承認に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 規約の変更に関する事。
- (5) 会費の変更に関する事。
- (6) 役員の選任に関する事。
- (7) その他本会の重要事項に関する事。

2 前項に定める事項で急を要するものは、定例会で決議執行することができる。

この場合には、次の総会で承認を受けなければならない。

第16条（総会の成立要件、議長及び議決）

1 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。この場合においては、やむを得ない理由のため出席できない会員については、委任状の提出により出席したものとみなす。

2 総会の議長は出席した会員の中から選出する。

3 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条（総会の議事録）

1 総会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名及び押印しなければならない。

第18条（定例会の議決事項）

定例会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第19条（定例会の成立要件、議長及び議決）

定例会には、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「定例会」と、「会員」とあるのは「役員」「第13条3のメンバー」と読み替えるものとする。

第20条（事業計画及び予算）

- 1 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなくてはならない。
これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の予算が総会において議決されない場合には、総会において予算が議決される日までの間は前年度予算を基準として収入支出することができる。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる

第22条（資産の構成）

本会の資産は、次の通りとする。

- 1 別に定める財産目録記載の資産
- 2 会費
- 3 事業に伴う収入
- 4 資産から伴う収益
- 5 寄付金
- 6 その他の収入

第23条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し、その方法については定例会の議決により定める。

第24条（資産の処分）

本会の資産で、第22条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の同意を要する。

第25条（会計及び資産帳簿の整備）

- 1 会長は、本会の収入、支出、及び資産の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかなければならない。
- 2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第26条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書及び財産目録等を作成して行うものとし、会長はこれらの書類について監事の監査を受けた後、毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第27条(規約の変更)

この規約は、総会において、総会員の4分の3以上の同意を得、かつ鹿児島市長の認可を受けなければならない。

又これを変更するときも同様とする。

第28条(備付帳簿及び書類)

本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び定例会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類並びにその他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第29条(委任)

この規約の施行に関し、必要な書類は総会の議決を経て、会長が別に定める。

上荒田公民館使用講座の案内

【お問い合わせ】

上荒田町内会事務局TEL/FAX 099-230-7930

(開所日 月・水・金 9:00~12:00)

町内会主催講座(基本無料)

お達者クラブ	毎月2回 第2・4水曜日	10時~12時
料理教室	毎月1回 第2火曜日	10時~12時
コーラス部	毎月1回 第3水曜日	10時~11時
日本舞踊A	毎週1回 火曜日	13時30分~15時30分
日本舞踊B	毎週1回 水曜日	13時30分~15時
グラウンドゴルフ	日曜を除く毎日	7時~8時
よかよか体操	毎週1回 木曜日	13時30分~16時

有料講座

ヨガ体操	毎月2回 第1・3日曜日	14時30分~15時30分
鹿児島YMCA	毎週 木曜日	16時~21時
空手教室	毎週 月曜日	19時~20時
そろばん教室	毎週 月・水・金曜日	16時~18時
プログラミング教室	毎週 日曜日	9時~12時
学研教室	毎週 火曜日	14時~18時
学研教室	毎週 土曜日	13時~15時

※日時は変更になる場合があります。